

札幌市立中の島小学校「学校いじめ防止基本方針」

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく安心して豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「中の島小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は以下の通りである。

- ①学校、学級内にいじめを決して許さない雰囲気を作る。
- ②児童、教職員の人権感覚を高める。
- ③児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④児童の様子にアンテナを高くし、いじめを早期に発見する。
- ⑤いじめが発見されたら、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ⑥いじめ問題について、保護者・地域、そして関係機関との連携を深める。

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

(いじめ防止対策推進法第2条より)

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

学校は、成長の途上にある児童は生の人間関係の葛藤の中で自己への認識や他者理解を深める、そして児童自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが学校や家庭に求められている、という認識に立って「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別する。

「いじめ」を、人間関係の中で優位に立つ者から低位の者が攻撃や圧迫を一方的・継続的に受けて苦痛を感じている状況と捉え、人間関係全体を心情や事実認識を整理しながら継続的・構造的に把握しながら認定していく。

2 いじめを未然に防止するために

【児童に対して】

- 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような自己肯定感や自己有用感をはぐくむ学級づくりを行う。
- 分かる・できる・楽しい授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、人との関わりの中で学習が深まるなど学習に対する達成感・成就感をもたせることができるようにする。

- 児童一人一人がかげがえのない存在であるという『命の大切さ』や、『思いやりの心』を道徳の学習や学級指導等を通してはぐくむ。
- 学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつように、様々な活動の中で指導する。
- 見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら止めたり先生方や友達に知らせたりすることの大切さを指導する。

【教職員として】

- 児童一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚をもつ。
- 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- いじめの構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- 児童の模範として、「いじめは決して許されない」という姿勢を示し、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返る。
- 児童の心配な状況を教職員が把握した際に、一人で情報を抱えこむことのないよう、身近な教職員に相談できる職場の組織風土を醸成する。

【学校全体として】

- 全教育活動を通して「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について教職員の理解と実践力を深める。
- 学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- 「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- 特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うと共に、保護者との連携、周囲の児童に対する日常的な指導を組織的に行う。

3 「いじめ」の早期発見・適切な初期対応をするために

- 様子に変化が感じられる児童には、積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- いじめに関するアンケート調査を年3回実施する。また、日常的に実施しているシャボテンログを活用し、教育的予防と早期発見、適切な初期対応を、教職員全体の共通認識のもとに行う。
- 『いつでも』『誰にでも』相談できる体制づくり、児童がいじめに限らず困ったことや悩んでいることがあれば、いつでも誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で発信し、理解と協力をお願いする。
- いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- 教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把

握する。事実関係を把握する際には、「いじめ防止対策委員会」で組織的に行い、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。

- 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。
- 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- いじめ解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。
- 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し「いじめ防止対策委員会」において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。
- いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずは、いじめることをすぐに止めさせる。
- いじめることが、相手を深く傷つけ、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。

4 いじめの防止等の対処マニュアル

- いじめサインチェックシートを活用し、いじめの把握を行う。
- いじめのサインチェックシートによって把握したいじめの疑いについては、「いじめ防止対策委員会」で事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。
- 客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、いじめアセスメントシートを活用する。
- いじめアセスメントシートについては、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげる。

5 校内体制について

- 「いじめ防止対策委員会」を校内に設置する。構成は、校長・教頭・主幹教諭・教務主任・保健主事・特別支援コーディネーター・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員とする。
- 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関するところを行う。
- いじめの相談があった場合には、当該学年主任・担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱を考慮しながら、本校の教職員が共有できるようにする。

- 学校いじめ防止対策委員会の定例会議を月に1回開催する。
- 学校いじめ防止対策委員会における会議では、必ず会議録を作成する。
- 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、学校「いじめ防止対策委員会」の会議を開催する。
- 学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。
- 学校いじめ防止基本方針に記載されている組織的な対応（いじめ未然防止、早期発見、対処等）が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、PDCA サイクルに基づいて定期的に評価し、見直しを図る。

6 いじめ防止等に関係する機関等の連携

- 犯罪行為や深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめについては、必要に応じて警察や法務局等関係機関と連携して対処する。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校と警察が連携し、適切に対応できるよう支援する。
- いじめの背景にある児童本人や家庭の状況等を把握し、適切な対処を行うため、必要に応じて、児童相談所や各区家庭児童相談室、医療機関と連携する。

7 個別の対応状況に関する記録及び引継について

- いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- 悩みやいじめに関するアンケート調査の記録は、小学校から中学校にデータを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

8 緊急時の対応について

- 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- 学校が、緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事案につながるものが懸念される事案については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて教育委員会と連携して対応に当たる。

9 インターネット上のいじめの防止

- インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- 情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

10 重大事態発生時の対応

- いじめを重大事態化させないために、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有、ケースに応じた対応策を検討する。
- 重大事態発生時には、学校から教育委員会に報告する。

重大事態とは

- 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、具体的には次の様なケースなどが想定される。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

11 児童及び保護者、地域等への説明

- 入学時及び各年度の開始時に児童の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- 同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- 方針を各学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

【フローチャート】

